

身体・知的障害者相談支援部会 実績報告

(令和5年12月末現在)

1 部会の開催について

令和5年度 2回開催（予定）

(1) 第1回 令和5年9月26日

- ・基幹相談支援センターについて
- ・基幹相談支援センターの一部業務委託について

(2) 第2回 令和6年3月（予定）

- ・基幹相談支援センターの業務委託の実施状況及び今後の予定について

2 部会員の構成

区職員13人、障害者施設法人代表者22人

2頁「身体・知的障害者相談支援部会会員一覧」のとおり

3 実績内容

(1) 相談支援事業所数及び相談支援専門員数

相談支援事業所数	特定相談支援事業所	40
	(うち、障害児相談支援の指定があるもの)	16
相談支援専門員数	区事業所	13
	民間事業所	69 (うち主任5名)
	合計	82名

(2) 相談支援専門員研修会について（令和5年9月まで）

- ① 開催回数：3回 ※他1回施設見学を予定していたが、台風のため中止
- ② 参加人数：延べ147人
- ③ 主な内容
 - ・情報提供（サービスの流れ、くらしのまるごと相談課の役割等）
 - ・地域生活支援拠点への理解
 - ・意見交換、事例検討会など

(3) 基幹相談支援センターについて

令和5年度より障害福祉課の相談係及び援護係を基幹相談支援センターとして位置づけ、相談支援の中核的な役割を担う。また、相談におけるコーディネート機能・家族支援・地域の相談支援体制の強化を行う。

- ① 葛飾区基幹相談支援センターの役割 別紙1
- ② 葛飾区基幹相談支援センター相談実績 別紙2

(4) 基幹相談支援センターの一部業務委託

社会福祉法人武蔵野会が委託先となり、下記業務を委託する。

- ① 令和6年度から8年度までの3か年における相談支援専門員の人材育成に係る実施計画の策定

②相談支援事業所に対する研修及び医療連携関係者研修の実施

契約の履行期間 令和5年10月1日～令和6年3月31日

- ・令和5年11月28日 事例検討
 - ・令和5年12月27日 医療連携研修
 - ・令和6年1月30日 講演会
 - ・令和6年2月27日 医療連携研修
- } (予定)

③サービス等利用計画や個別支援に係る専門的指導助言

④東京都相談支援従事者等研修に係る対応

⑤その他独自の事業

葛飾区基幹相談支援センターの役割

1 コーディネート機能の強化による総合的相談支援



- 総合的・専門的な相談の実施
 - ・ 障害に関する相談
 - ・ ケースワーク（訪問、関係機関との調整等）
 - ・ 専門相談（作業療法士、手話相談、知的・身体相談員など）
 - ・ 保健師配置による専門的相談
（身体・知的と精神の重複障害や医療的ケア児者の対応等）
- 地域移行・地域定着の促進の取組み
 - ・ ケースワーク（移行先との調整）
- 権利擁護・虐待の防止
 - ・ 権利擁護窓口
 - ・ 障害理解講座等

2 世帯を単位とした家族支援の強化



- 総合的・専門的な相談の実施
 - ・ アウトリーチによる支援の実施
 - ・ ケースワーク（訪問、関係機関との調整等）

3 地域の相談支援体制の強化



- 地域の相談支援体制強化の取組み
 - ・ 相談支援専門員に対する伴走支援
- 地域の相談機関との連携強化
 - ・ 地域自立支援協議会に基づき各専門部会を通じた「地域づくり」
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成【業務委託】

※下線は令和5年度からの取組み ※事業は主なものを例示

第3層

第2層

- 福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援・社会生活を高めるための支援（補装具、日常生活用具、住宅改修等）
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のための必要な援助（虐待事案の調査、安全確保）
- 専門機関の紹介

葛飾区基幹相談支援センター 相談実績（4月1日～12月28日時点）

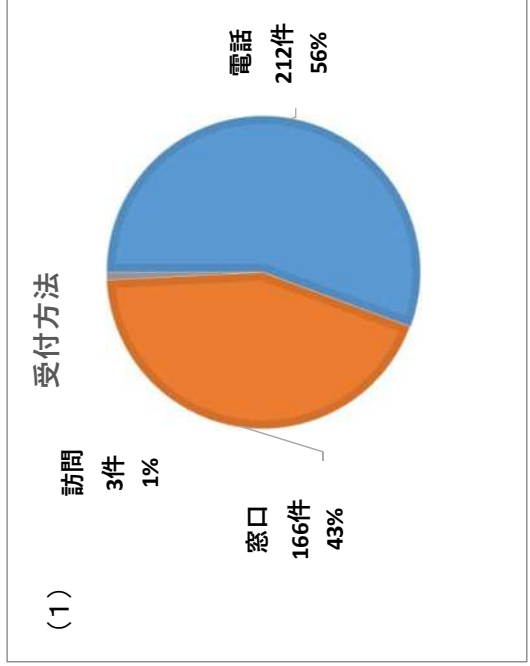
別紙 2

受付方法		手帳				
電話	窓口	訪問	身体	愛	精神	無・不明
212	166	3	90	44	27	196

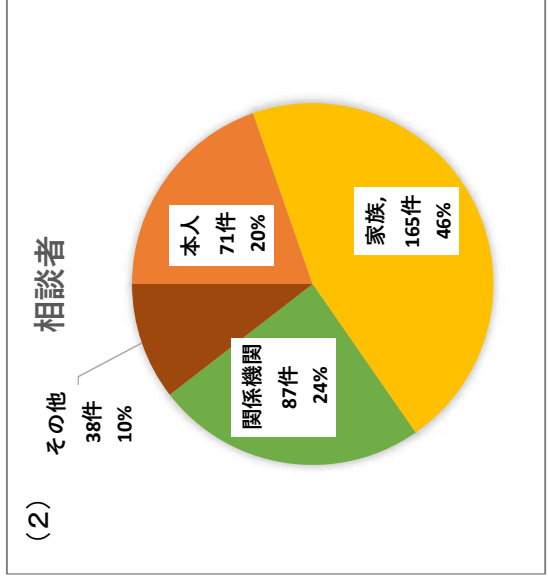
医療的ケア	対象者との関係				今後の対応		
	有	無・不明	本人	その他	継続	終了	引継ぎ
18	292	71	165	38	68	311	49

相談内容 ※重複あり									
障害者手帳	総合支援法 （児童福祉法 （児童・放デイなど）	権利擁護	生活	経済	余暇活動・ 社会参加	不安解消	医療	その他	
149	110	79	25	40	32	8	53	15	48

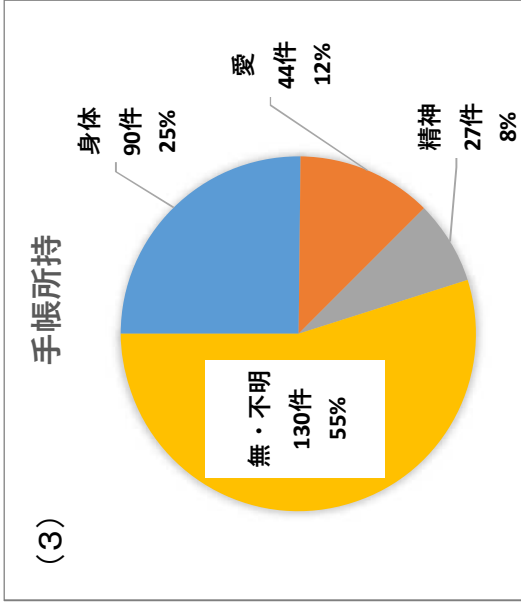
対象者年代									
10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上
71	26	12	8	18	40	40	34	21	11



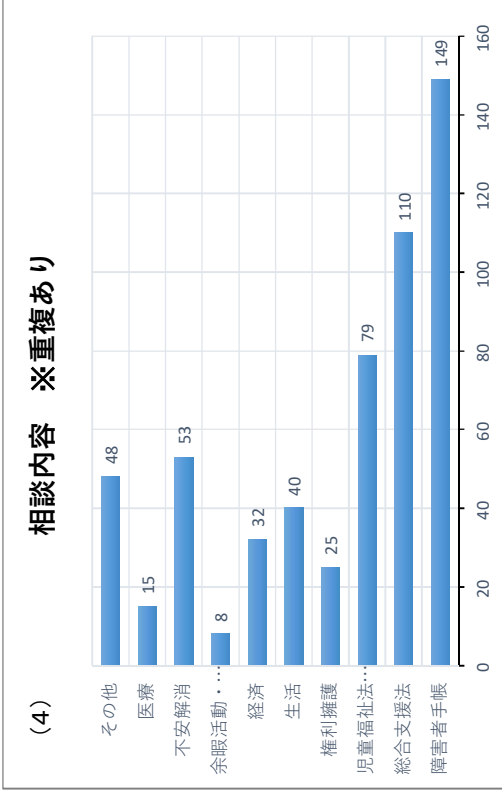
相談受付は電話が最も多く、次いで窓口、訪問となっている。



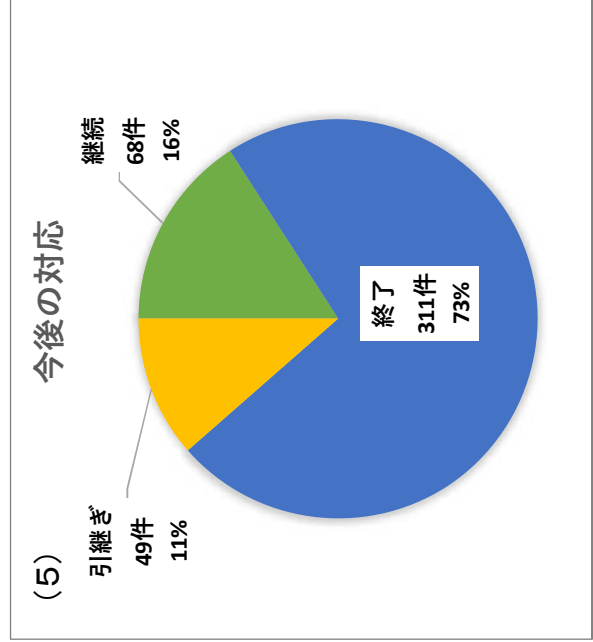
相談者は家族からの相談が最も多く、次いで関係機関、本人からの相談の順である。
【主な関係機関】
○西・東生活課
○医療機関
○居宅介護事業所等



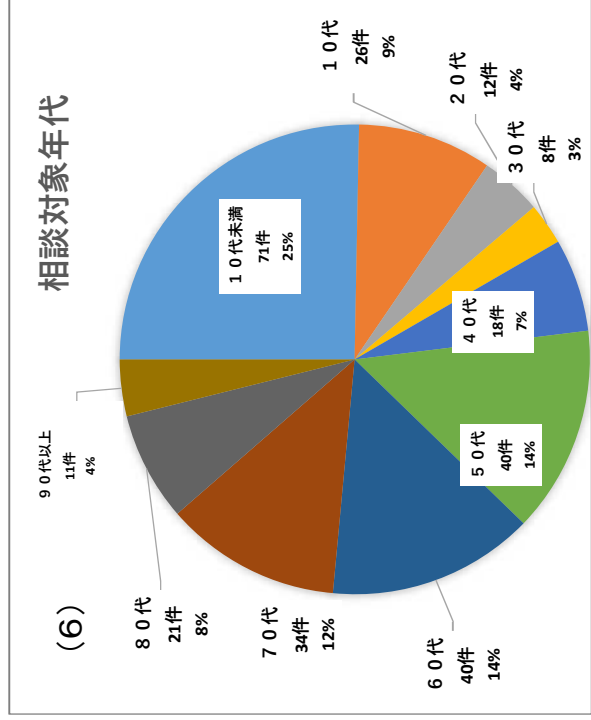
相談対象者の手帳所持は、無・不明が多く、次いで身体、愛、精神の順である。
 (※手帳の取得相談が最も多いためかと思われる。)



相談内容は、障害者手帳の取得相談が最も多く、次いで総合支援法、児童福祉法に基づくサービスである。
 ※一度に複数の相談があるため、受付件数と相違あり。



今後の対応としては、電話、窓口にて対応終了が7割を占めており、次いで基幹として継続、引継ぎの順である。
 【主な引継ぎ先】
 ○西・東生活課
 ○介護保険課
 ○国保年金課等



相談対象者年代は実際に電話、窓口にて聞き取れた場合のため、実際の数とは異なる場合がある。

令和5年度 身体・知的障害者相談支援部会員一覧

No.	役職等	所属法人等
1	部会長	葛飾区 福祉部 障害福祉課長
2	副部会長	葛飾区 福祉部 障害者施設課長
3		葛飾区 健康部 保健予防課長
4		葛飾区 児童相談部 子ども家庭支援課長
5	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 かがやけ福祉会
6	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 手をつなぐ福祉会
7	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
8	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 武蔵野会
9	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 原町成年寮
10	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 東京コロニー
11	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 むう
12	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 章佑会
13	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 おおぞら会
14	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 S I E N
15	指定障害児相談支援事業所代表者	社会福祉法人 のゆり会
16	指定障害児相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 葛飾幼児グループ
17	指定障害児相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 風の子会
18	指定特定相談支援事業所代表者	OTAメディカル 株式会社
19	指定障害児相談支援事業所代表者	日本福祉研究所 株式会社
20	指定特定相談支援事業所代表者	特定非営利活動法人 にじいろ
21	指定特定相談支援事業所代表者	有限会社 ケアシス
22	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 アムネかつしか
23	指定障害児相談支援事業所代表者	社会福祉法人 常盤会
24	指定特定相談支援事業所代表者	合同会社 なないろ
25	指定障害児相談支援事業所代表者	株式会社 ツバサ
26	指定特定相談支援事業所代表者	社会福祉法人 永春会
27	指定特定相談支援事業所代表者	株式会社 ONE
28		葛飾区 福祉部 障害福祉課 障害援護担当主幹
29		葛飾区 福祉部 障害福祉課 審査係長
30		葛飾区 福祉部 障害福祉課 援護係長
31		葛飾区 福祉部 障害福祉課 相談係長
32		葛飾区 福祉部 障害者施設課 地域活動支援係長
33		葛飾区 福祉部 障害者施設課 通所施設係長
34		葛飾区 福祉部 障害者施設課 発達支援第一係長
35		葛飾区 健康部 保健予防課 保健予防係長
36		葛飾区 児童相談部 子ども家庭支援課 発達相談係長

身体・知的障害者相談支援部会設置要領

平成26年4月6日

26葛福障第27号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、身体・知的障害者相談支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号及び第3号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 計画相談支援及び障害児相談支援(以下「相談支援」という。)に関する事。
- (2) 指定相談支援事業所との連絡・調整に関する事。
- (3) 困難事例の相談支援に関する事。
- (4) その他相談支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害者施設課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課相談係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年4月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月11日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部障害福祉課長	部会長
福祉部障害者施設課長	副部会長
福祉部障害福祉課障害援護担当主幹	
〃 障害福祉課審査係長	
〃 障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課相談係長	
福祉部障害者施設課地域活動支援係長	
〃 障害者施設課通所施設係長	
〃 障害者施設課発達支援第一係長	
健康部保健予防課長	
〃 保健予防課保健予防係長	
子育て支援部子ども家庭支援課長	
〃 子ども家庭支援課発達相談係長	
区内指定特定相談支援事業所代表者（各法人から1名）	
区内指定障害児相談支援事業所代表者（各法人から1名）	